

【アメリカ】 国際養子縁組に関する制度改正

海外立法情報課・井樋 三枝子

* アメリカは、1993 年国際養子縁組に関する子の保護及び協力に関する条約（ハーグ国際私法会議採択条約）に加盟している。これを国内で実施するため、2000 年に国際養子法（P.L. 106-279）が制定された。2013 年 1 月 1 日、同条約加盟国以外の国の子及び孤児との国際養子縁組についても、条約に基づく国際養子縁組団体等の認可基準を適用することを内容とする 2012 年国際養子縁組に関するユニバーサル認可法が、P.L.112-276 として成立した。

1 制定経緯

1993 年国際養子縁組に関する子の保護及び協力に関する条約（以下「条約」）は、加盟国間の国際養子縁組（子が孤児でない場合）について、子の人身売買及び虐待を防ぐ目的で締結されたもので、国際養子縁組に際し、養子の送出し国及び受入れ国の当局が実施しなければならない事項、当局間の情報交換等について定めている。この条約上の義務を履行するために、アメリカで制定された連邦法が 2000 年国際養子法（以下「2000 年法」）である。

2000 年法制定以前、アメリカでは国際養子縁組団体等（以下「団体等」）に関しては、専ら州法で規定されていた。各州は独自の基準で団体等の認可を行っており、国際養子縁組の監視、特に、団体等の国外での行為に関する規定を持つ州は、ほとんど存在しなかった。また多くの州では、団体等が不正な国際養子縁組を行った場合にも、団体等の認可当局による責任追及が困難であった。

2000 年法では、条約の対象となる国際養子縁組を取扱う団体等は、連邦政府（国務省）が権限を与えた機関（以下「認証機関」）により、認可・承認を受けなければならないと規定された。認可・承認とは、団体等の国際養子縁組の各業務の運用が、連邦における運用基準に本質的に合致しているか否かを確認する手続を指す。

2000 年法の対象から外れる団体等、例えば、外国人の孤児とアメリカ人の養親との国際養子縁組を行う団体等は、2000 年法で規定する認可・承認を得る必要はなかったが、今回、2012 年国際養子縁組に関するユニバーサル認可法（以下「新法」）では、国際養子縁組を行う場合には、団体等は、原則的にすべて 2000 年法に規定される認可・承認を認証機関から受けなければならなくなった。また、認可業務等に必要な資金を認証機関が調達することを禁止する規定を廃止し、認証機関が申請者から徴収する手数料で資金を賄うことができるようにした。

2 新法の内容

・ **団体等の認可・承認** これまで 2000 年法の対象となっていなかった、移民及び国籍法第 101 条(b)(1)(F) (8 USC 1101(b)(1)(F))において定義される孤児との国際養子縁組

においても、2000年法と同じく、子、養親等の背景調査・適格性の判断、養親への教育・情報の提供、最終的な養子縁組までの養親、子等の監視等の国際養子縁組業務は、2000年法で規定する認証機関が認可した団体等にのみ行わせることとした。新法は、2014年7月14日から施行されるが、認証機関への認可の申請は、施行日前から受け付ける。

- ・**団体の行う業務** 国際養子縁組業務とは、①養子縁組をする子の身元確認、②養子縁組の組合せ並びに養子縁組及び親権の停止のため必要な同意の確保、③子の背景調査及び養親の家庭調査並びにそれらの調査の報告、④子の最善の利益となる養親及び家庭環境であるか否かの非司法的判断、⑤最終的な養子縁組までの養親候補、子等の監視、⑥最終的な養子縁組前に必要に応じ行われる子の後見の実施、子の養育の実施又はその他の社会福祉サービスの提供、養子縁組先の変更を伴う社会福祉サービスの提供等を指す。
- ・**手数料による業務運営** 認証機関が取り扱う団体等の範囲が拡大することから、団体等に対する認可・承認手続の実施や、その後の子、養親及び実親等の監視その他の業務は、団体等による申請手数料により賄われることとなり、手数料の徴収を禁止する2000年法第403条(c)(42 USC 14943(c))が廃止された。認証機関の徴収する手数料額に関しては、国務省が審査した上で、承認することとなる。手数料収入は、想定される必要な経費を超えてはならない。国際養子縁組に関する団体等の認可等に関し、国務省が規定する各種の方針、指針、料金表等は、認証機関が公表する。
- ・**認可を受けない団体等** 認証機関による認可を受けない団体等は、施行日以降、上述の国際養子縁組業務を行うことはできない（ただし、団体等によっては、認可が免除されるものもある。）。2000年法では、認可を受けた団体等の管理・監督に服する場合には、認可を受けない団体等の関与を認めていた。新法では、孤児の国際養子縁組の場合のみ、これと同様の扱いを認める。このような団体等は、認証機関の認可を受けた団体等から監督を受けることに関して書面での同意を取り交わし、その同意に基づき業務の運営がなされる(連邦規則 22CFR 96.45 で規定。)。認可を受けた団体等が、このような認可を受けない団体等の管理・監督を適切に行わなかった場合は、認可差止め又は取消の対象となる。
- ・**例外** 認証機関による団体等の認可・監視等を要しない場合については、連邦規則(22 CFR 96.13)で定める。新法には、既得権として新法が適用されない国際養子縁組についても規定があり、新法施行の約3か月前に、アメリカにおいて国際養子縁組に関する各種の移民法上の手続が開始されている場合や送出し国で養子縁組手続が開始されている場合がこれに該当する。

参考文献(インターネット情報は2013年3月15日現在である。)

- ・FAQ: The Universal Accreditation Act of 2012, January 16, 2013, 国務省ウェブサイト <http://adoption.state.gov/adoption_process/faqs/uaa_2012.php>
- ・S. Rep. No.112-23 <<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CRPT-112srpt234/pdf/CRPT-112srpt234pdf>>